

二類感染症患者入院診療加算 よくある質問、まとめました —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その21—

厚労省は9月28日付の事務連絡「新型コロナ臨時的な取扱い」（その63）において、発熱診療等医療機関の指定等の要件を満たせば、「院内トリージ実施料」（300点）加えて、二類感染症患者入院診療加算（250点）が算定できる旨等を示した。以下に協会に寄せられる主な質問内容を掲載するので、参考にさせていただきたい。

記

Q1：診療・検査医療機関（神奈川県では「発熱診療等医療機関」）は、新型コロナ疑いの患者に対して「院内トリージ実施料」（300点）に「二類感染症患者入院診療加算」（250点）を加算できるようになったが、自宅・宿泊療養者への電話等診療における当該加算（250点）は算定できなくなったのか。

A1：従来通り算定できる。9/28からは「院内トリージ実施料」にも、当該加算（250点）が算定できるようになった。請求コードは以下で、自宅・宿泊療養者への電話等診療と異なるので注意が必要。

区分番号	診療行為名称	請求コード
A999-00	二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱い）	113033650

Q2：新型コロナ患者（陽性者）への外来診療の臨時的取扱いとして、「救急医療管理加算1」（950点）が新設されたが、当該患者を外来で診察した場合に算定できるのか。

A2：その通り。以下に、電話等の場合、外来、在宅（往診・訪問診療）の場合の加算を整理する。

	区分番号	診療行為名称	請求コード
電話等 250点	A210-00	二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱い）	111014170
		二類感染症患者入院診療加算（電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱い）	112024170
外来 950点	A999-00	救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱い）（COV・外来診療）	180065850
在宅 2850点	A999-00	救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱い）（COV・往診等）	180065650

Q3：Q1とQ2における「二類感染症患者入院診療加算」（250点）が算定できるのは、入院施設のある医療機関に限られるのか。

A3：名称に「入院」とあるが、入院施設のない外来のみの医療機関も算定可（請求は外来レセプト）。

Q4：小児科外来診療料を届け出ている「発熱診療等医療機関」において、6歳未満の新型コロナ感染を疑い患者を診察した場合、「院内トリージ実施料」（300点）はこれまでも算定できていたが、「二類感染症患者入院診療加算」（250点）も算定できるか。

A4：算定できる（厚労省口頭回答）

Q5：「院内トリージ実施料」（300点）に「二類感染症患者入院診療加算」（250点）を加算するには、①発熱診療等医療機関の指定、②自治体ホームページ（HP）で公表（10月中は自院HP等も可）、が要件となるが、当院はHPを持っていない。加算はできないのか。

A5：9月29日付の日本医師会の見解によると、「看板の設置、院外での広告の掲示、広報誌等による周知により、対外的に情報が得られる方法により、自治体による公表に代えることが可能（ただし、院内掲示のみでは不可）」としている。